FAXニュース
ŌMIYA
JR東労組大宮地本
2020年4月10日
No. 176

大地申第17号 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ、交渉開催その④

◆団体交渉の主な議論内容（要旨）です。

３．多くの職場で年次有給休暇を取得するために休日労働が発生しているため適正な要員配置を行い、休日労働は最小限にとどめること。

会社回答：業務に運営に必要な要員は確保している。

組合：休日出勤の削減が時間外労働削減に効果的と議論をしてきた。特に大宮運転区と宇都宮車掌区で年休を付与するために休日出勤が発生している。

会社：突発的な理由もある。施策がある中で要員は確保している。

■休日出勤数(2019 年 10 月～12 月)

	１０月	１１月	１２月
大宮運転区	４５件	５５件	１０件
宇都宮車掌区	１１件	２０件	５６件

組合：研修等で日勤となると厳しい。実態を見ないで要請している。現場の声を把握して欲しい。

会社：柔軟な対応をしている。勉強会等で周知をしていく。

組合：休日出勤による時間外労働が増加している。要員が減少しているが休日出勤までして研修等を行うことではないことで良いか？休日出勤削減を目指す姿勢か？

会社：当然そうである。休日出勤を少なくする努力をしていく。

年休付与等による休日出勤縮減に向け現場状況を把握し検証をしていく!

４．安全衛生委員会を活用し、長時間にわたる労働による疲労等の対策を事業場単位で議論をしていくこと。

会社回答：安全衛生委員会においては、社員の健康障害の防止等について審議することとしている。

組合：長時間にわたる労働は、現場でしか詳細は分からない。現場の安全衛生委員会を活用するべき。

会社：健康障害にかかわることの審議はやぶさかではない。

組合：現場で社員代表が長時間労働の話をすると「教えない」「支社に聞いてくれ」と言われる現実がある。

会社：初めて聞いた。現場指導をしていく。健康管理上の話をすることは出来るし、拒否出来ない。

組合：長時間労働が労働災害につながる。職場で議論をするべきだ。

会社：３６協定の議論内容を職場訪問時に伝え、安全衛生委員会の話をしていく。

組合：職場で働く方が現実を掴んでいる。コミュニケーションを図ることで良くなり、長時間労働の削減を。

会社：社員の健康障害防止の審議について現場に話をしていく。

組合：安全衛生委員会は月１回の開催は継続しているのか？

会社：開催している。職場の安全について話をし、解決出来なければ来月に持ち越しもある。

組合：設備職場の長時間労働が増加している。会社を辞めたいという人も。問題を職場で解決することが大事。

会社：指摘を受け止める。

長時間労働による健康障害の防止の視点から、職場で開催される安全衛生委員会の重要性を一致!

その⑤へ続く